(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人社会情報学会の職務を行うために国内に出張する役員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費計算のための届出)

- 第2条 役員は、就任のときに、東京都(神奈川県、千葉県、埼玉県を含む。以下第7条において同じ。)を目的地とする出張にかかる旅費の算定上の起点となる場所、勤務地、住所地および経由地を、所定の様式により事務局長に届け出るものとする。
- 2 役員は、前項に規定する届出内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を事務局 長に届け出るものとする。

(旅費計算の原則)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の計算により支給する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により難い場合には、その現に利用した経路及び方法により計算することができる。

(旅費の戻し入れ)

- 第4条 所定の旅費の支給を受けて出張した場合に、勤務先、官公署又は関係団体等から旅費の支給を受けたときは、その支給された旅費を戻し入れなければならない。 (旅費の特例)
- 第5条 当該出張における特別の事情により出張者において旅費の一部を自己負担するときには、その内容を勘案して旅費を支給することができる。
- 2 出張者は、職務上の特別の事情又は当該出張の性質若しくは天災その他やむを得ない事情のため、この規程による旅費においては出張の費用の支弁が著しく困難である場合には、必要とする証明書類を添付し、その実費を付加して請求することができる。 (旅費計算の起点)
- 第6条 旅費は、出張者の勤務地または住所地の属する都道府県の起点とみなす場所を 起点とし、当該出張の出発から帰着までに要する額とする。ただし、勤務地と住所地 の中間箇所に属する都道府県を起点とすることが適当な場合は、この限りでない。 (旅費の計算)
- 第7条 起点とみなす場所から東京都までの旅費の額は、別表第2<u>(「2014年4月1日以</u>降 参考金額表」)の定めによる。
- 2 目的地が東京都以外の時の旅費の額は、会長がその都度定める。 (規則の改廃)
- 第8条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1 この規則は、2012年3月4日から施行する。

附則

1 この規則(改正)は、2014年3月1日から施行する。

附__ 則

1 この規則(改正)は、2014年4月1日に遡及して施行する。

別表第1 (第2条関係) 旅費の算定上の起点となる場所、勤務地、住所地および経由 地の届出内容

| 氏 名 | | |
|-----------------|--|--|
| 住所(または居所) | | |
| 電話番号 | | |
| 勤務先名称 | | |
| 勤務先所在地 | | |
| 通勤経路の経由地 | | |
| 旅費金額(事務局記 入) | | |

振込先について

| 銀 | 行 | 名 | |
|----------|-----|---|--|
| 支 | 店 | 名 | |
| П | 座種 | 別 | |
| П | 座 番 | 号 | |
| 預金名義(カナ) | | | |

別表第2「2014年4月1日以降 参考金額表」(第7条関係)

起点から東京都までの旅費

| {) |
|------------|
| ₹) |
| |
| |
| |
| |
| |
| ₹) |
| |
| |
| |
| |
| ₹) |
| {) |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| | 徳島県 | 徳島空港 | 22,000 | 航空機 |
|----|------|-------|--------|-----|
| 四国 | 香川県 | 高松空港 | 26,000 | 航空機 |
| | 愛媛県 | 松山空港 | 28,000 | 航空機 |
| 九州 | 高知県 | 高知空港 | 26,000 | 航空機 |
| | 福岡県 | 福岡空港 | 27,000 | 航空機 |
| | 佐賀県 | 佐賀空港 | 26,000 | 航空機 |
| | 長崎県 | 長崎空港 | 29,000 | 航空機 |
| | 熊本県 | 熊本空港 | 28,000 | 航空機 |
| | 大分県 | 大分空港 | 30,000 | 航空機 |
| | 宮崎県 | 宮崎空港 | 29,000 | 航空機 |
| | 鹿児島県 | 鹿児島空港 | 28,000 | 航空機 |
| 沖縄 | 沖縄県 | 那覇空港 | 34,000 | 航空機 |